

【鳥取県】災害ケースマネジメントに関する
地方公共団体及び関係民間団体向け研修会

災害ケースマネジメント と連携のポイント

弁護士 津久井 進

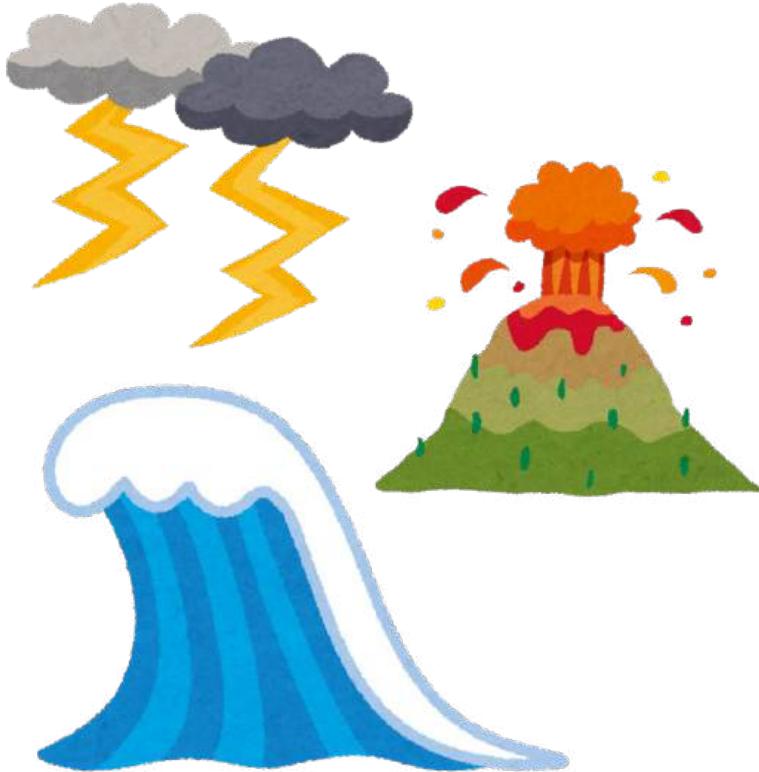
R7.1.14

「災害」とは？

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、
土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑
りその他の異常な自然現象又は大規模な
火事若しくは爆発その他その及ぼす被害
の程度においてこれらに類する政令で定
める原因により生ずる**被害**をいう
(災害対策基本法2条1号)

HazardとDisasterの違い

ハザードは
危機や現象



ディザスターは
社会や生活上の被害

私たちが守るべき最も大切なものの

生命

人権
幸福追求権&
個人の尊重

憲法13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

「被災」とは

一人ひとりの人権が損なわれること

一人ひとりの人権が危機にさらされること

復旧・復興・生活重建とは

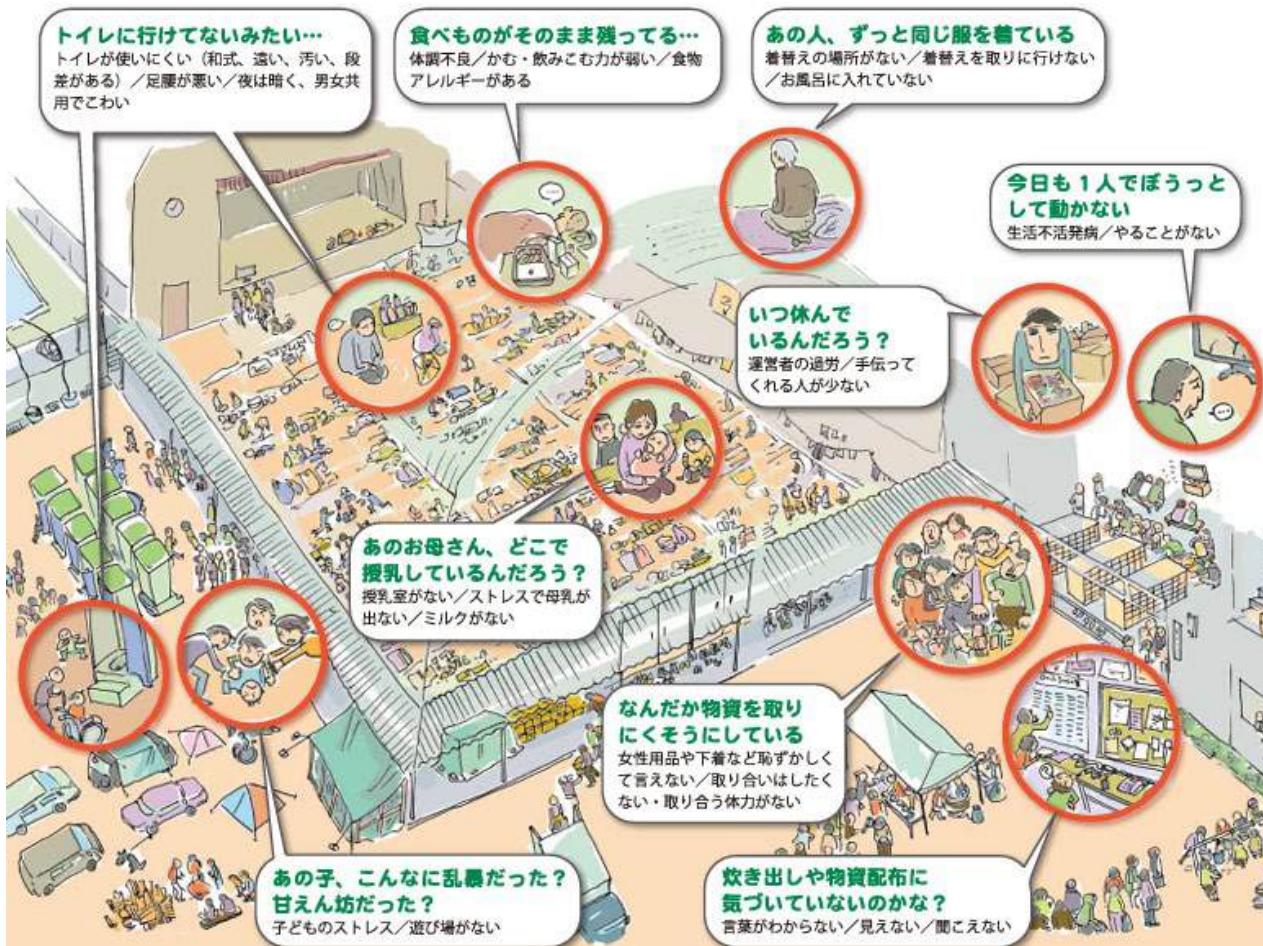
一人ひとりの人権を回復すること

能登半島地震の被災地から ～能登町の白丸地区の惨状と奇跡～



「あれっ、 あの人丈夫かな？」

あなたの避難所に、気になる人はいませんか？



「トイレに行けてないみたい…」

「食べものがそのまま残ってる…」

「あの人、ずっと同じ服を着ている」

「今日も1人でぼうっとして動かない」

「いつ休んでいるんだろう?」

・・・・・

『一人ひとりが大事に
される災害復興法をつ
くる会』30の緊急提言
<https://hitorihitori.jp>
提言の一例

1-1 早急な広域避難措置を講じること

1-2 災害ケースマネジメントの実施

2-3 物資と応援人員の空輸の積極活用を

2-5 可能な地域ではボランティア活動の早期推進を

2-10 特定非常災害の指定を速やかに

3-1 被災自治体職員の支えを早急に

3-5 時代に即した災害救助を

4-1 全壊判定の簡易化（認定作業トリアージ）を

人権

5-1 制度運用は「迷ったら被災者の利益に」を第一に

5-5 住民の思いが反映される復興基金の設置を

災害ケースマネジメントの呼び掛け

2024年(令和6年)3月14日(木)

享月 三 真子 開

「災害ケースマネジメント」とは
被災 → 避難 (避難所、在宅など) → 借住まい (仮設住宅、みなし仮設) → 自立

専門家 (医師・弁護士・不動産業者など)
訪問・伴走 (自治体・社会福祉協議会、NPOなど)
要請 (被災者から悩みを聞くPWJの橋本栄子さん(左)=2月23日、石川県珠洲市)
助言 (情報交換)

私は次にどうに行つたらいいんだろ
うか

2月下旬、能登半島で特に被害が大き
かった石川県珠洲市の避難所。80代の女
性が、NPO法人「ピースウインズ・ジ
ーク」の橋本栄子さん(左)=2月23日、石川県珠洲市

東日本大震災 13年

災害ケースマネジメント

官民が連携して災害の被災者に寄り添
い、課題の解決を個別に手助けする「災
害ケースマネジメント」が、能登半島地
震の被災地でも動き出した。国内では東
日本大震災で注目された手法だ。ただ
人手や連携の不足など、課題も浮き彫り
になっている。(重野真和)

府政防 第414号
令和6年2月28日
石川県 危機管理監 殿
復興生活再建支援チーム長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(避難生活担当)

令和6年能登半島地震に係る災害ケースマネジメント等の
被災者に寄り添った支援の実施について(依頼)

被災者の自立・生活再建に当たっては、再建の意向等を十分に汲み取り、一人ひとりに寄り添った支援を継続的に行っていくことが重要であり、災害ケースマネジメントの取組が効果的です。下記に災害ケースマネジメントの取組を整理しておりますので、関係部局及び管内の市町村に周知いただき、市町村におかれましては適切に被災者支援を実施していただくとともに、都道府県におかれましては管内の市町村が万全の対応を行えるよう助言等をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

災害ケースマネジメントは、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組です。災害ケースマネジメントの実施により、災害関連死の防止、避難所以外の避難者への対応、被災者の

行政と連携 NPO、能登で支援

ヤパン(PWJ)」の現地責任者、橋本栄子さん(58)に不安を漏らした。
元の住まいには戻れるのだろうか。これから建設される災害公営住宅は、いつ、どこに整備されるのか、わからない。
「仮に入居できるとしても、自分一人では申請書類を書くことは難しい。先が見えない状況に女性の不安は募る。
PWJは生活再建に伴走する「災害ケースマネジメント」の初期段階を担っている。避難所を看護師らと巡回する橋本さんによると、「被災家庭を公費で解体したいが基準が厳しい」「店の再建にどんな支援があるのか」
避難所には行政から各種手続きを説明する書類が置かれ始めたが、悩む人は多くなる。
東日本大震災でも被災者支援を経験している橋本さんは、「申請を待つのではなく、訪ねていって個別に話を聞き、市の職員や専門家につないだり、手続きを手伝ったりする必要がある」と災害ケースマネジメントの必要性を感じている。
珠洲市の三上喜子 健康増進センター 所長は今回、住宅再建や就労支援など、自立までの課題が多岐にわたるとし、「もっと担当の手が必要だ」と話す。
石川県も、主に健康状態や福祉に関する聞き取りを始めた。2月中旬から在宅避難者への訪問を始めているという。

先駆けは仙台 情報を一元化・専門家を派遣

なぜ、
災害ケースマネジメント
が必要なのか？

取り残される一人ひとりの被災者



ドキュメント
災害関連死

最期の声

山川徹

東日本大震災、熊本地震、新潟県中越地震など
阪神・淡路大震災以降の国内の災害で
「災害関連死」とされた人の数、5000人以上。
死者たちの残した声を聞ききく。

「どうしたら娘は助かったのか?」

4歳の少女は、熊本地震により倒壊の恐れがある病院から
緊急転院した末に亡くなつた。本震から5日後のことだった。

10年にわたる取材で災害支援の道を照らすノンフィクション

角川書店

災害関連死

【原発避難と関連死】

原発事故で避難してきた
ご一家

夫はH23.11月に逝去

残された妻子は7年間が
んばり続けた

ある日つながった

関連死の認定を受ける
はじめて遺族として待遇
される

娘は父の死と向き合えた

医療

司法

リーディングケースの紹介

震災時75歳。過去に脳梗塞・糖尿病を患い、胃も3分の2切除されていた。左半身不全麻痺及び言語障害があった。

阪神大震災6日前には危篤状態になり「病院としても打つ手がない」「いつ死んでもおかしくない」と医師が説明していた。

震災時集中治療室にいた。震災で人工呼吸器が外れ、計器は止まったが自発呼吸はしていた。心マッサージを試みたが、停電で心電図モニターが停止していたので間もなくこれを注視した。

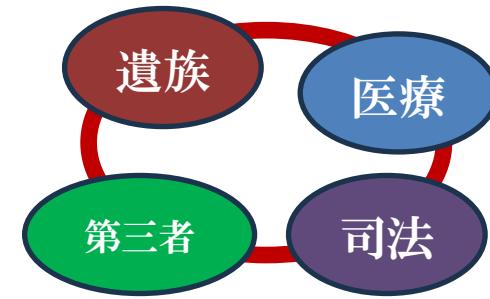
震災約1時間後に死亡。

1 芦屋市 → 不支給決定

2 神戸地裁判決平成9年9月8日（第一審） → 不支給

3 大阪高裁判決平成10年4月28日（第二審） → 支給

4 最高裁判所判決（第三審） → 大阪高裁判決を維持（確定）



災害関連死を考える会

～最期の声を語り継ぐ～

[HOME](#)

[私たちについて](#)

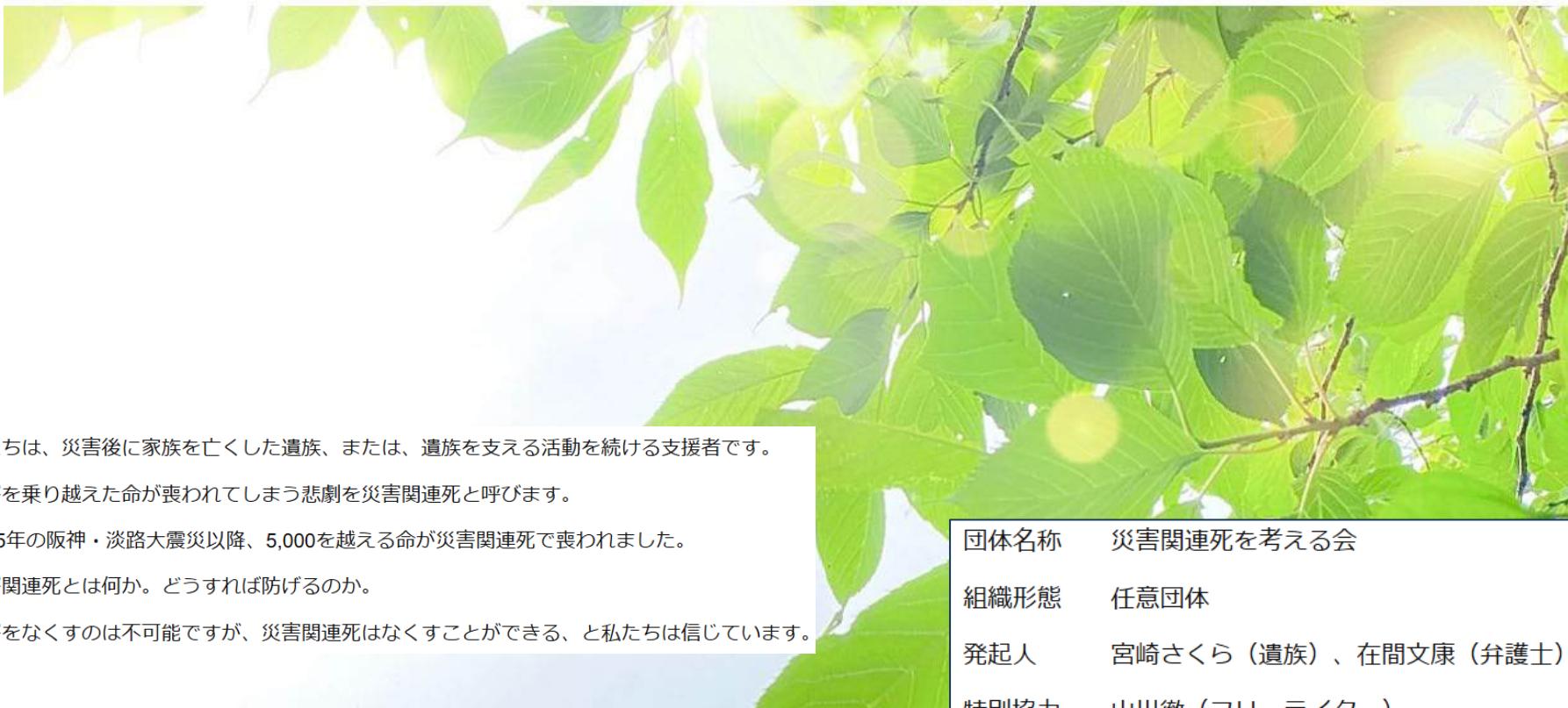
[災害関連死とは](#)

[過去の事例](#)

[コラム](#)

[メディア紹介](#)

[お問い合わせ](#)



在宅被災者の現実

在宅被災世帯の現在、写真紹介



石巻市市街地地区／老人世帯（姉妹）／

壁から外が見え、風呂は壊れたまま。金銭的な理由でこれ以上の修繕はあきらめている。



石巻市北上地区／独居老人世帯／

制度の活用はしたが、修理できていない場所は多い。自己負担が必要な制度が使えない。

「罹災証明書」は 100点満点の住宅の壊れ度テスト



全壊

大規模
半壊

中規模
半壊

半壊

準半壊

一部
損壊

50点
以上

40～
49点

30～
39点

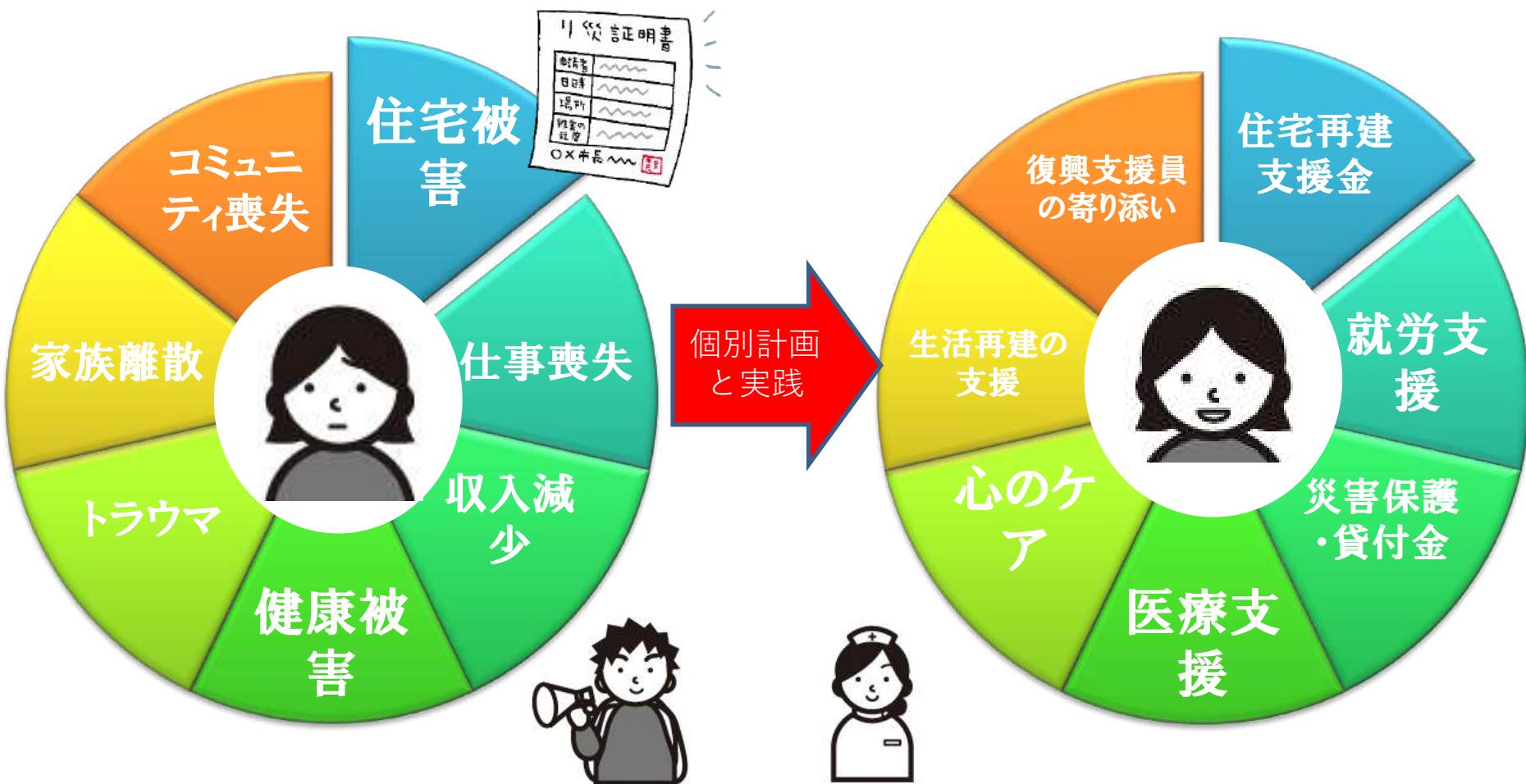
20～
29点

10～
19点

9点
以下

どの判定をもらうかで天国と地獄の差になることも

制度の限界を克服する



「り災証明一本主義」から「ありのままの被害」を注目へ

災害ケースマネジメント



被災者一人ひとりに
必要な支援を行うため、
被災者に寄り添い、
その個別の被災状況・生活状況などを把握し、
それに合わせて様々な支援策を組み合わせた
計画を立てて、
連携して、
生活再建を支援するしくみ

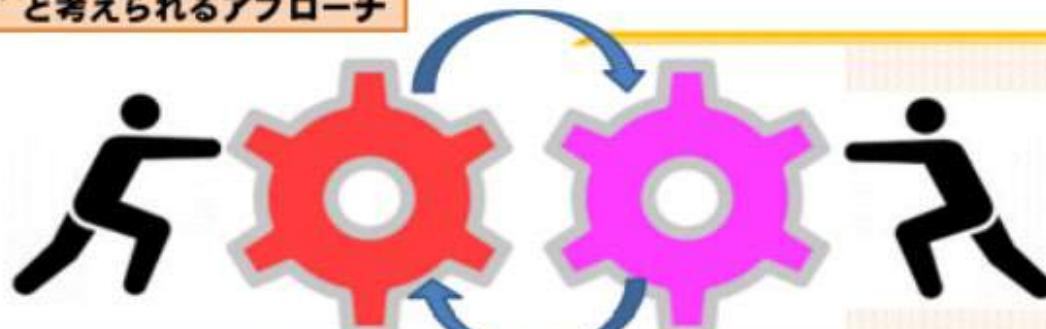


課題解決型支援

伴走型支援

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それその属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 基礎として、暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

災害ケースマネジメント 実施の手引き



令和5年3月
内閣府（防災担当）

災害ケースマネジメント実施の手引き

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

令和5年3月 初版 発行

災害ケースマネジメントに関する取組事例集

令和4年3月

内閣府（防災担当）

災害ケースマネジメントに関する取組

事例一覧

事例1：仙台市（宮城県）

事例2：盛岡市（岩手県）

事例3：岩泉町（岩手県）

事例4：鳥取県

事例5：倉敷市

真備地区（岡山県）

事例6：大洲市（愛媛県）

事例7：厚真町（北海道）

事例8：大町町（佐賀県）

発行 内閣府政策統括官（防災担当）付

避難生活担当参事官室

災害ケースマネジメント 実施の手引き



令和5年3月
内閣府（防災担当）

災害ケースマネジメント実施の手引き

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

令和5年3月 初版 発行

■ 災害ケースマネジメント

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の生活再建が進むようマネジメントする取組。

定義の字面に縛られないこと！

定義の言葉を四角四面に捉えない

「課題等の把握・解消」

- 伴走型支援が大事

「相談等により把握」

- 戸別訪問&現場主義

「専門的な能力をもつ関係者と連携」

- 家族やボラの「その人を支える強み」

「マネジメントする取組」

- 目的はマネジメントじゃなく生活再建

【災害ケースマネジメントの特徴】

◆ アウトリーチによる被災者の発見、状況把握

災害ケースマネジメントは、被災者一人ひとりの自立・生活再建のプロセスを支援するものである。被災者の中には、支援の窓口に出向くことが難しい者や本来支援が必要であるにもかかわらず声を上げられない者もいることから、訪問・見守り等のアウトリーチにより、積極的に支援が必要な被災者を発見し、被災者一人ひとりの抱える課題を把握する。



◆ 官民連携による被災者支援

被災者支援の実施主体は行政である一方で、被災者の抱える様々な課題に対応するための専門性が必要とされることなどから、行政単独での災害ケースマネジメントの実施は困難であり、民間の団体や機関と連携して取り組むことが重要である。官民がそれぞれの専門性、強みを活かして取り組むことで、効果的かつ効率的な被災者支援につながる。

◆ 被災者の個々の課題に応じた支援の検討・つなぎ

被災者の抱える課題は、同じ地域内でも世帯構成や住まい方によって異なるものであることから、一人ひとりの課題に応じた支援を実施することが必要である。このため、災害ケースマネジメントは、アウトリーチにより得られた被災者の状況を整理し、支援方針を検討（ケース会議）の上、それぞれの被災者に合わせ、多様な主体が様々な支援策を組み合せて総合的な支援を実施する。

◆ 支援の継続的な実施

災害ケースマネジメントは、被災者の自立・生活再建のプロセスを支援するものであり、アウトリーチによる課題の把握→ケース会議による支援方針の決定→支援の実施、を継続的に繰り返し行い、都度、再建に向けた進捗の確認や支援方針の修正等を行うなど寄り添った支援を実施する。



「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」より

鳥取県

特徴的な支援ケース① 近隣から孤立していたケース（70代男性）

- 災害前より自宅がゴミ屋敷となっていたことに加え、猫の多頭飼育が問題視され、近隣から孤立していた。地震の影響で雨漏りが続き、屋内の電線がショートしたまま放置されているなど、様々な課題が確認された。
- 雨漏りの修理に関しては、十分な資金がなかったため、震災復興活動支援センターと県の建築士が相談し、「復興支援補助金」を活用して確保。瓦工事業組合に「簡易修繕」を行ってもらった。また、「簡易修繕」で対応しきれなかった箇所については専門ボランティアが修理を行った。
- 生活資金に関しても十分ではない状況のため、町社協と連携して生活保護の申請を提案。猫の多頭飼育に関しては、動物保護対応に取り組むボランティア団体からの協力を得て、猫の不妊手術等を行った。
- 引き続き、地元社協による見守りが行われている。

倉敷市

特徴的な支援ケース① 建設型応急住宅（3人世帯）

- 世帯主（トラック運転手）、妻（専業主婦）、次女（高校生）の3人世帯であり、被災当時は、アパート暮らしをしていた。被災後は、倉敷市内の建設型応急住宅で生活していた。
- 健康面については、世帯主には前立腺の疾患、妻は被災後うつ病の診断を受ける。次女は療育手帳のB（軽度）判定を受けていたが、更新をしていなかった。
- 世帯主は金銭トラブルがあり、世帯主及び妻の親族とも疎遠であった。
- 収入は世帯主の年金と次女のアルバイトの給料のみ。被災後、世帯主は失業し、困窮状態となつたため、困窮等対応相談員が主体となり、当該被災世帯が抱えている課題を整理し、課題ごとに専門の団体・機関につなげた。まず、生活困窮者自立相談支援センターにつなぎ、就労支援を行った。また、妻の判断能力に不安があり、被災関係の手続きや金銭管理が難しいため、市社協が日常生活自立支援事業（市社協の通常事業の一つであり、障害者・高齢者向けの金銭管理事業）を通じて、家計支援に入った。加えて、消費者金融での借金や車のローンなどの負債があったため、弁護士が入り自己破産申請を行い、負債の整理を行った。
- また、妻のうつ病については障害対応相談員が心療内科へ同行するとともに、相談支援事業所につなぎ、訪問看護を週1回、家事支援の福祉サービスを週1回利用することとなった。
- その後、市営住宅へ入居することになったが、その際には、「晴れの国たすけあいプロジェクト」に相談し、引越し支援を受けた。



ケース会議



見守り連絡員による個別訪問の様子

「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」より

特徴的な支援ケース① 60代男性（独居）

- 元々は生活保護の受給を検討していたが、申請が受理されず国民年金で生活をしていた。経済的余裕がない中、被災により壊れた住家の修繕を業者に依頼できず、一人で作業可能な範囲で修繕を進めていた。
- 住家は床上浸水被害であったが、被害認定が一部損壊だったこともあり、応急修理制度や被災者生活再建支援金の対象にもならず、制度上の支援がほとんどない中で、住まいの再建をせざるを得ない状況であった。
- 個別訪問を行った結果、住家の修繕に必要となる材料費が高騰している影響により、これが家計を圧迫し、食料の確保が難しくなっていることが明らかとなった。
- このため、グリーンコープ生活共同組合による食料品の支援、め組 JAPAN（NPO 法人 MAKE HAPPY）による建築材料の提供及び必要な電動工具の貸し出し支援を得ながら、定期的に個別訪問を実施し、状況把握に努めた。
- 住家の修繕も完了し、国民年金での生活も落ち着いてきたが、現在も、引き続き、見守り支援として、定期的な個別訪問を行っている。

大町町



災害ゴミの搬出風景

厚真町

特徴的な支援ケース②

- 住まい再建相談会や住まい再建サポートチーム、LSA に寄せられた相談の中には、家屋そのものではなく、宅地被害に関する相談も一定数あったが、宅地に関する公的支援制度が存在しなかつたため、解決策を提示できなかった。
- このため、熊本県や札幌市の取組を参考にして、町独自に住宅復旧支援事業補助金を実施。住宅基礎の傾斜修理工事や地盤改良工事に係る費用の一部を助成し、住まいの再建を進めた。



浄水場（富里地区）の被害状況

「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」より

岩泉町



修繕費が足らず、トイレがなくなったままの住宅

特徴的な支援ケース② 知的障害、家族問題など複数の課題を抱えるケース

- 知的障害があり、障害年金（1級）を受給している60代の女性。家族はいるが実質一人暮らしであった。夫は介護老人保健施設に入所しており、1人の息子は関東地方で独立して生活している。
- 平成28台風第10号により、自宅に加え、近くの義母宅も全壊。避難所での生活を経て、応急仮設住宅に入居した。しかし、応急仮設住宅に馴染めず、息子宅へ2年半ほど自主避難。その後、2019年10月に、義母と同居する形で新築の町営住宅に入居。
- しかし、2020年になって、夫の施設利用料の滞納が明らかになり、岩泉よりそい・みらいネットに相談に訪れた。
- 関係機関による調査の結果、息子が女性の名義で複数の借入れをし、返済できていないこと発覚。更に、女性が息子宅へ自主避難したことがきっかけで、息子が、女性の銀行口座のキャッシュカードを所持しており、女性の障害年金等を自由に引き出していることが分かり、これが夫の施設利用料の滞納の原因と分かった。
- このため、岩泉よりそい・みらいネットの相談員が女性を弁護士につなぎ、債務整理を行うとともに、日常生活自立支援事業の活用へつなげた。

特徴的な支援ケース① 陸前高田市Aさん 50代男

- 東日本大震災により父親が亡くなり、その1か月前には母親も亡くなっていた。
- Aさんは、沿岸部の陸前高田市から内陸の盛岡市に広域避難し、賃貸型応急住宅で暮らしていたが、震災前に発病したうつ病が悪化。
- 個別訪問により、復興支援センターの生活支援相談員がAさんと接触を図ろうとするが、Aさんはそれを拒否。やがて部屋はごみ屋敷と化す。
- しかし、それ以降も、根気強く生活支援相談員が何度も手紙を書き置きしていたことが功を奏し、Aさんは、ごみの片付けを決意。その後、災害公営住宅に入居することができた。
- 災害公営住宅では、月に一度、朝市やコーヒーカフェが開催されており、そこで、Aさんが趣味で入れていたコーヒーのおいしさが評判になり、現在は、コーヒーマスターとして活躍。将来は、誰かの役に立つ仕事につければと夢をふくらませている。

盛岡市



生活支援相談員による個別訪問の様子

災害ケースマネジメントのポイント

- ①アウトリーチ（申請主義の克服）
- ②一人ひとりのリアルを把握する（世帯じゃない）
- ③支援の総合化・計画化（オーダーメイド）
- ④官民連携（よってたかって／餅は餅屋）
- ⑤目的を見誤らない（生活再建を図るためにある）



ポイント1

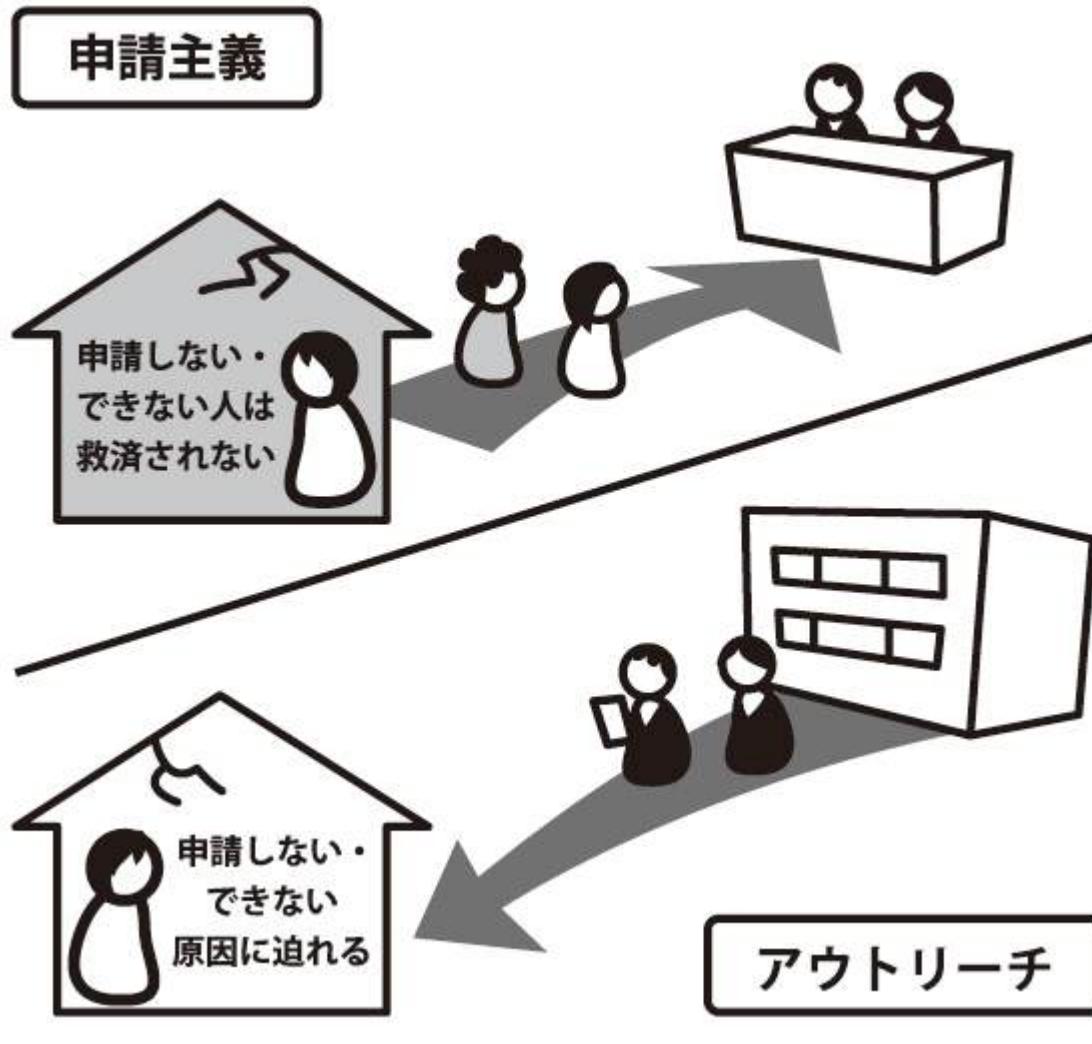
一人ひとり（≠被災世帯）のリアルを把握する

被災者生活再建支援法
や福祉は「世帯」単位



ポイント2

アウトリーチ (申請主義を克服)



伴走型
支援



伴走型支援



被災者支援はアウトリーチでこそ

2020年1月19日 2:00 [有料会員限定記事]



地震で風呂などが壊れながら8年間、損壊した自宅で暮らした横江さん(右)と、支援し続ける伊藤さん(宮城県女川町)

宮城県女川町の横江義行さん（65）は、東日本大震災の大津波を生き延びながら、8年後の昨年3月27日、災害公営住宅に入居するまで家の湯船につかることはなかった（中略）

「被災者に『大丈夫ですか』と聞いても『大丈夫じゃない、助けてくれ』と言わない。『どんな被害がありましたか』と尋ねるのが基本」と伊藤さんは言う。

（日経2020/1/19 小林隆記者）

日経新聞より／「大丈夫ですか？」じゃなくて「あなたの被害は？」



2020.10.07

正井禮子(まさいれいこ)

NPO法人女性と子ども支援センター ウィメンズネット・こうべ

ご自身の活動の中で、一番のエピソード（うまくいったことや、いかなかつたことも）という事例をひとつあげてください。

1995年に、震災後に女性限定の語り合いの会を開催した際に、一人の女性が赤ちゃんを抱いて参加されました。彼女はシングルマザーで、買い物等に不便な地域にある仮設住宅で暮らしているため、近くに住んでいる男性が彼女の分もいつも買い物をしてくれていたそうです。ある晩、日頃のお礼にと彼を食事に招いたところ、性暴力被害にあい、とてもくやしかったと話しておられました。「すぐに警察に届けたの？」と別の参加者が聞くと「そこでしか生きていけない時に、誰にそれを語れと言うんですか」と涙をこぼされていました。私は何も言えなかった。そのことがとても心に残って、翌年「私たちは性暴力を許さない」という集会を開催したのですが、その際、一部のマスコミからは、ひどいバッシングを受けました。彼女との出会いが今も、私の活動を支えています。

「声なき声を聴く！」



寄り添い（伴走）



我慢

諦め

沈黙

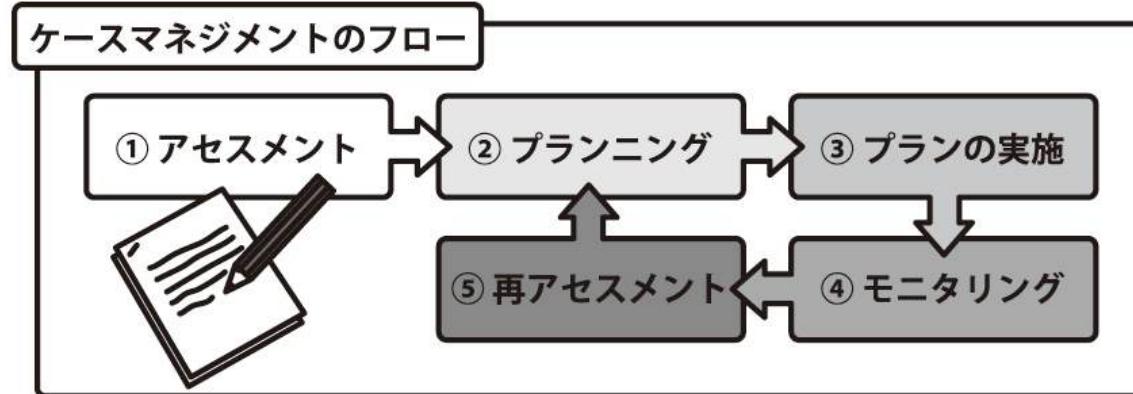
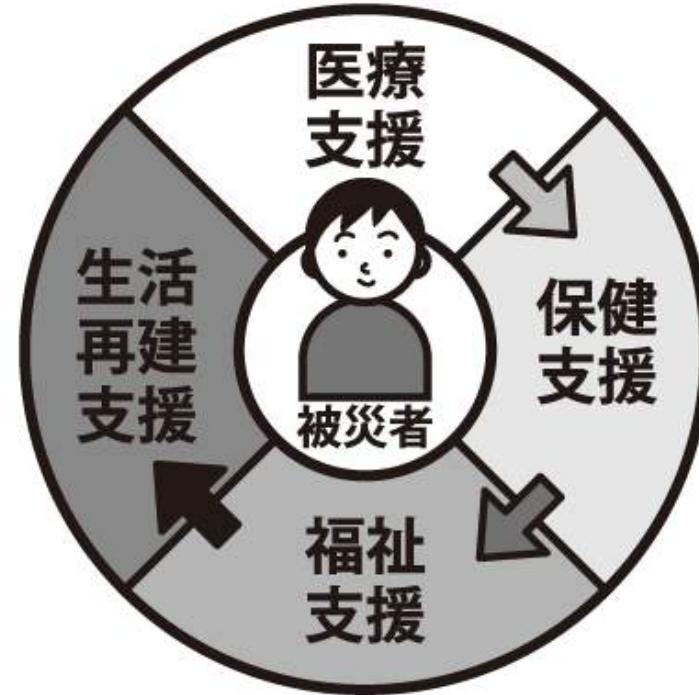
不知

眞実



ポイント3

支援の総合化・計画化



カードを使って上手に生活再建！

-あなたの生活再建・住宅再建のために使えるカードを選んで並べてみましょう-

*各制度の適用や利用条件は災害ごと、又は法改正等により異なる場合がありますので災害後に確認してください。

令和5年5月版

・ピンクのカードには、利用に資力(収入)条件があります

・白紙のカードには、最終的な住居やその他の支援を自由に書きましょう

被災者生活再建カード © 2019 弁護士永野 海

災害直後

避 難 所



数日から数ヶ月
の利用（無料）

ボランティア 専門家支援



片付け・土砂撤去
など様々な困り
ごとの相談

応 急 修 理 制 度



仮設住宅

半壊以上
70万6000万円
準半壊
34万3000円

被災者生活再建支援金 基礎支援金



全壊・解体・長期避難
100万円
大規模半壊
50万円

火災(地震) 保険・共済



火災保険だけで
は地震・津波の
被害保障なし



数か月後

仮設住宅



原則 2年 以内
家賃無料
半壊も入居可能

義 援 金



家族の死亡や住家
被害の程度により
支給される

自治体の 独 立 支 援



自治体により支援
の有無・内容が異
なるので情報収集

災 害 弔 慰 金



家族の死亡時に遺
族に 500万円 又
は 250万円 支給

災 害 援 護 資 金 貸 付



1か月以上の負傷
家財損害、住家被
害に応じ最大
350万円 貸付

雑損控除 (災害減免法)



建物・家財・車・墓
地などの被害や災
害による支出で税
金が減免される

その後

公費解体



原則全壊が対象。
特定非常災害等なら
半壊以上の家屋や
一部事業所も無料で
解体・撤去

被災者生活再建支援金 加算支援金



建設・購入 200万
修理 100万
民間賃借 50万
＊中規模半壊は上
の各半額

被 災 ロ ン 減 免 制 度



住宅、事業、教育
などの個人ローン
の減額・免除

リバース モーゲージ



60歳以上なら、不
動産を担保に、利
息のみの返済可能

災 害 復 興 住 宅 融 資 (建設・購入・補修)



建設・購入資金は
半壊、補修は一部
損壊以上が条件

災 害 公 営 住 宅



収入に応じて家賃
は変動。当初数年
は家賃の特例あり

被災者生活再建カード (by 永野海 弁護士)

[最新版は⇒<http://naganokai.com/card/>]



永野海さんのカードの作成のきっかけになったSさんのケース

東日本大震災から8年が過ぎてなお、津波や地震で損壊した自宅での生活を強いられる被災者は少なくない。仙台市青葉区中山で暮らす無職Sさん(67)の自宅を訪ねた。

築45年の木造2階。激しい揺れで2階の複数の柱に深い割れ目があり、1階の天井のはりはずれたままだ。市の修繕状況調査には「一部修繕済み」と答えた。

震災で2階のコンクリート敷きのベランダがずれ落ち、屋根が引っ張られてゆがみ、1階のサッシは開閉できなくなつた。

屋根の張り替え、玄関の修理など補修代金は約800万円に上った。25年勤めた会社の退職金や火災保険の見舞金を充てたものの、直し切れなかつた。

市の目視による損壊判定は「半壊」。異議を申し立てたが、2度目の判定でも覆らず「津波の被害でもっとひどい人がいる」と言われた。公的な支援は応急修理制度(52万円)と義援金(5.4万円)だけだった。

生活再建支援制度では半壊住宅を解体して建て替えた場合、最大300万円が支給される。Sさんは知らなかつた。

「仕事が忙しく、誰に相談すればいいか分からなかつた。知つていれば自宅を解体して新築していた」と嘆く。

1人暮らし。震災後、過労や人間関係の悩みでうつ病を発症した。退職金は自宅修繕で使い果たし、年金で暮らしをつなぐ。Sさんは悲痛な思いで訴える。

「時間がたつほど追い詰められる。どうすればいいか分からず困っている人は他にもいるのではないか」
(河北新報 2019年4月20日付より引用
石巻総局・氏家清志記者の記事)

コラム15: 「被災者生活再建カード」の研修での活用

- 「被災者生活再建カード」は、被災者が利用できる支援制度を整理し、わかりやすくまとめたものである。弁護士の永野海氏が作成し、HP(<http://naganokai.com/>)で公表されており、被災者は自由に活用できる。
- 被災者生活再建カードは、被災者が生活を再建するために必要な支援制度を具体的に検討するためのツールとして作成されており、支援制度の学習にも活用できるものである。HP上で公表されている「ライフスタイル・住まいカード」とカードを並べるための台紙を併せて活用することで、個々の被災者の状況に合わせた支援制度の活用を検討することができる。
- 支援制度について、被災者の理解の促進を進めるとともに支援側の理解を促進することが重要であるが、被災者生活再建カードをつかったワークショップ等も開催されており、平時から災害ケースマネジメント関係者の研修にも活用できるものである。

カードを使って上手に生活再建!					
~あなたの生活再建・住宅再生のために使えるカードを CASCADE で販売します~					
※本カードは、NPO法人CASCADEが運営する「被災者生活再建カード」の複数のカードの中から選択して購入できます。					
災害直後	数か月後	その後	今後	いつでも	いつでも
避難所	ボランティア専門家支援	応急修理制度	被災者生活再建支援金基礎支援金	火災(地震)保険・共済	?
数日から数ヶ月の利用(無料)	片付け・土砂除去など様々な取り組みの相談	半壊以上650万円以内半壊・半倒壊318,000円	全壊・半壊・仮設避難100万円・火災半壊50万円	火災保険だけではなく津波の被害保険なし	
仮設住宅	義援金	自治体の独自支援	災弔慰金	災害援護資金貸付	賃貸控除(災害減免法)
震災直後2年内に新築移行半壊も入居可能	被災者の皆に一日一晩義援金の寄附により支給される	被災地により支援の有無・内容が異なるので情報収集	震災直後に遺族に贈呈500万円又は250万円支給	1ヶ月以上の負傷・家財賃借・住家賃借による最大330万円貸付	賃貸・家賃・車・墓地などの費用が災害による支出で税金が免除される
公費解体	被災者生活再建支援金加算支援金	被災ローン減免制度	リバースモーニング	災害復興融資(建設・購入・賃貸)	災害公営住宅
原則全壊地物の対象。被災者生活再建支援金なら半壊以上の解体や一般家庭の解体で補助金支給	震災直後2年内に新築移行半壊も入居可能	住宅・事業・教育などの個人ローンの減額・免除	60歳以上なら、不動産を担保する料率の低い返済可能	建設・購入・賃貸は半壊・解体は一部地盤工事が条件	収入に応じて賃貸は実質的・当初賃貸は実質的特例あり

出典：<http://naganokai.com/>



半壊



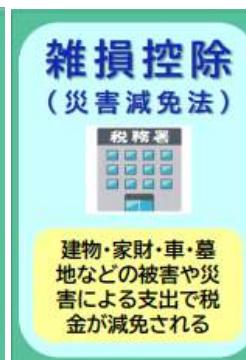
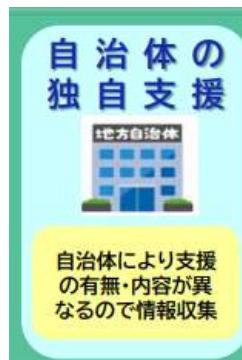
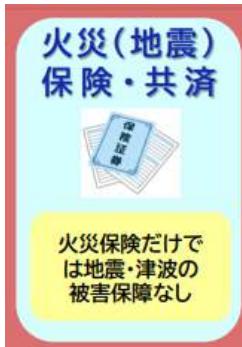
私は67歳。全財産は800万円。自宅は半壊でした。
年金一人暮らしで、被災後はうつ状態。不安です。



共通して使うカード

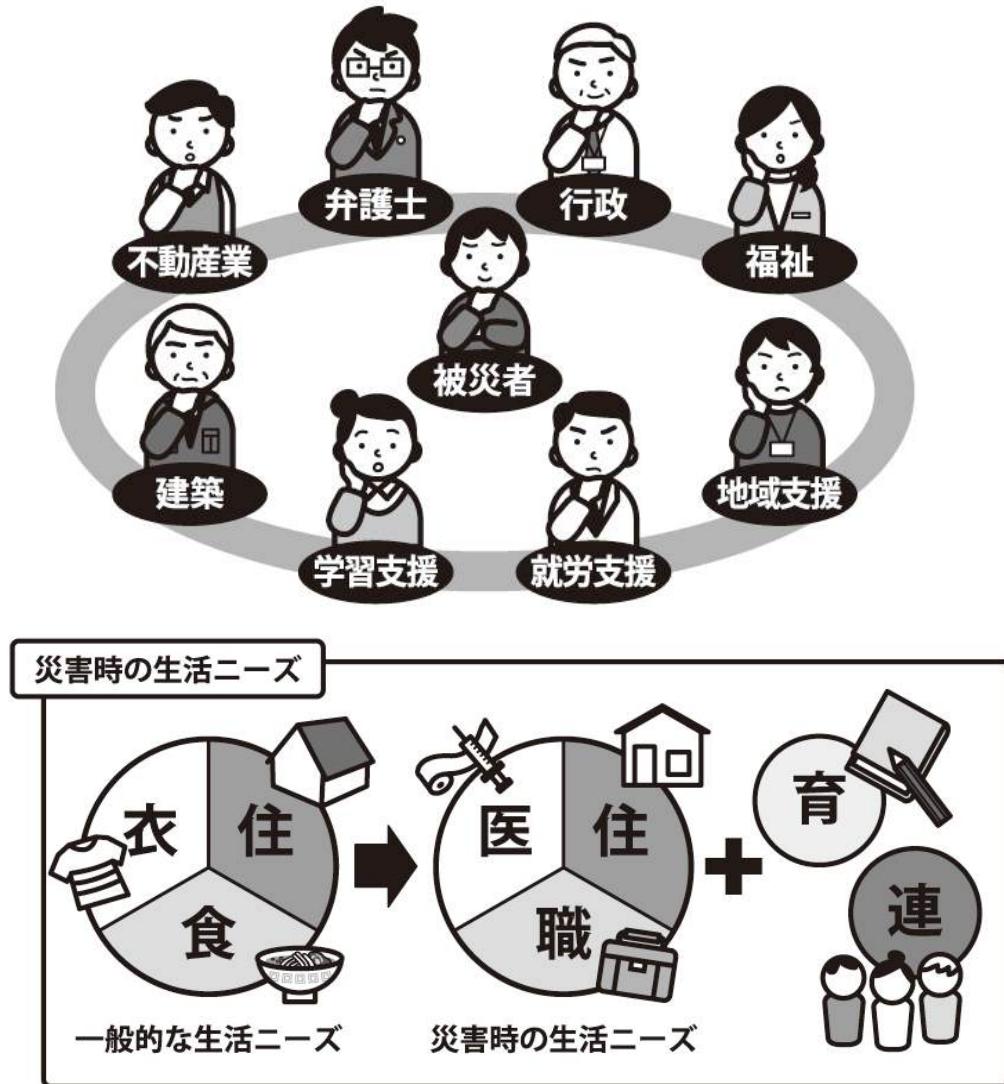
方針

生活再建のために使うカード



ポイント4

連携 (よってたかって／餅は餅屋)



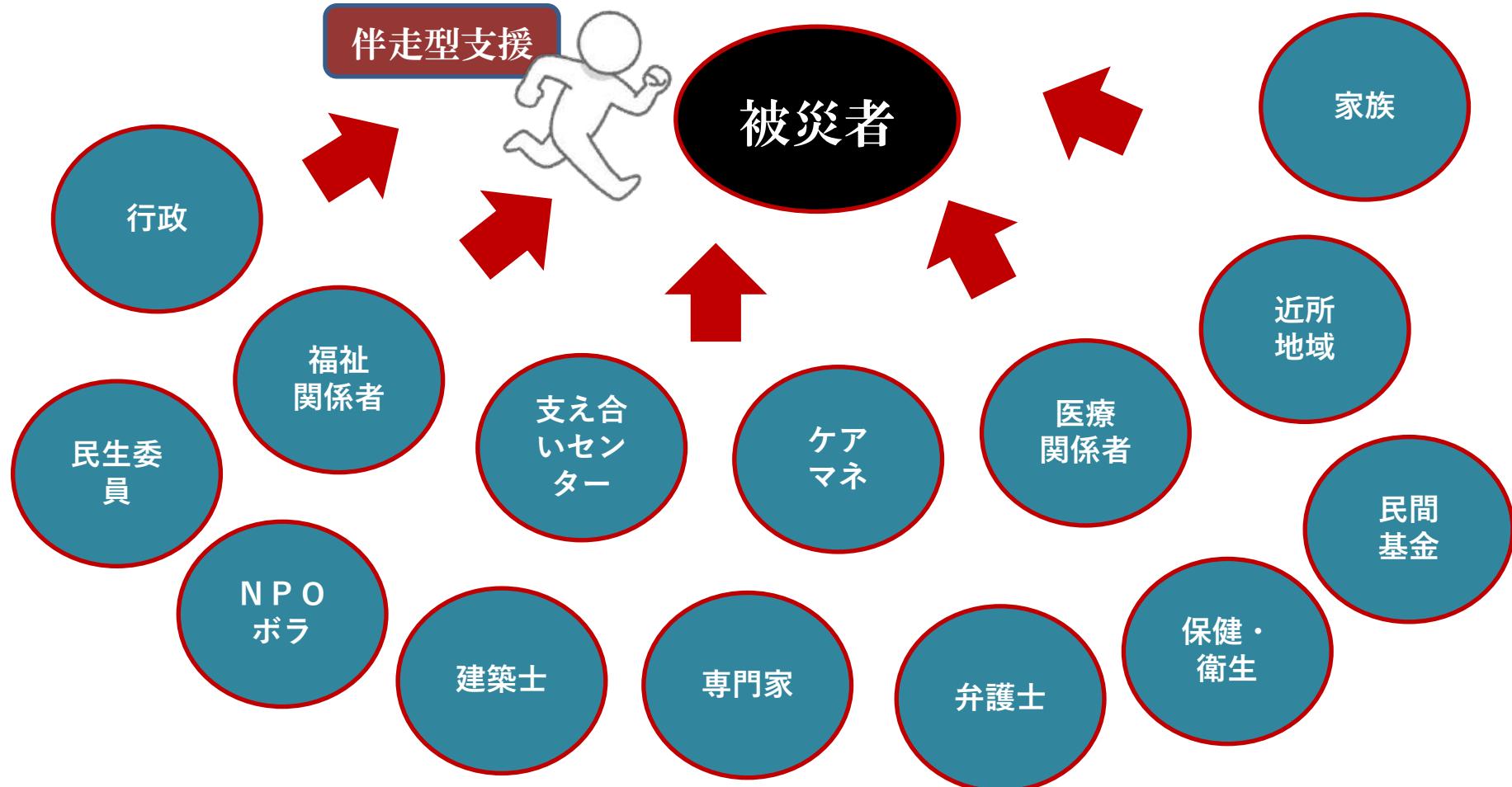
阪神・淡路まちづくり支援機構の設立 (現:近畿災害対策まちづくり支援機構)



東日本ワンパック専門相談隊

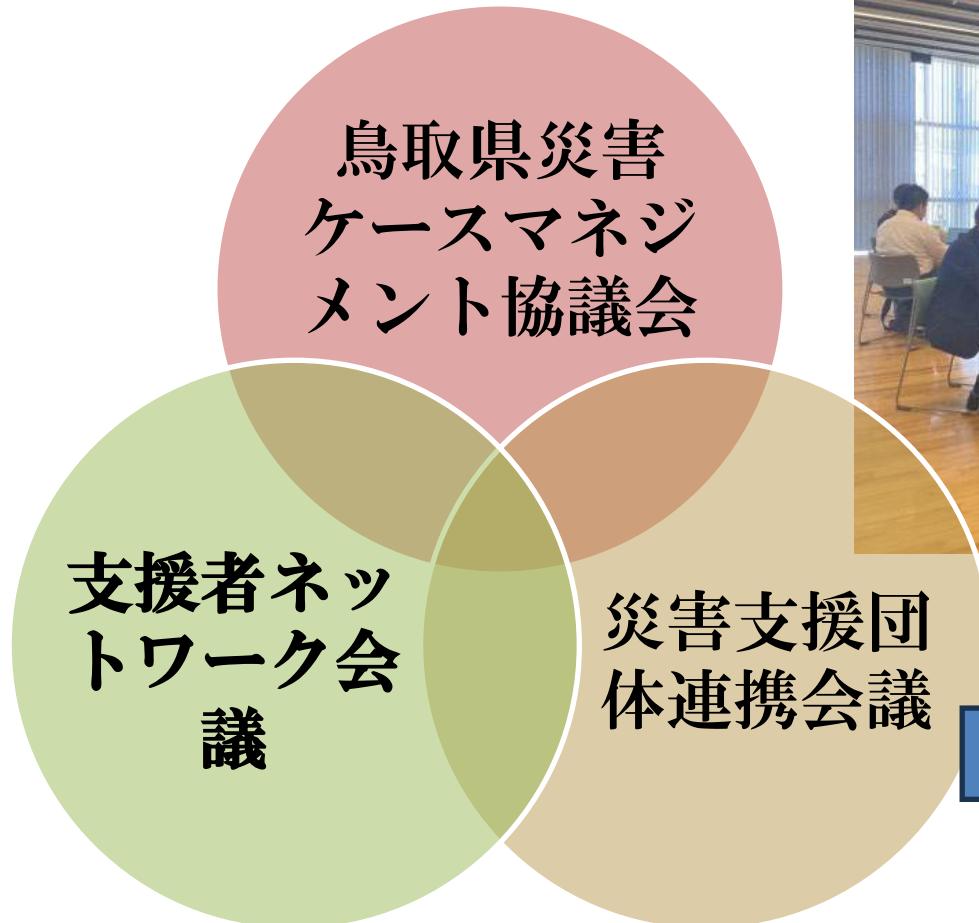
弁護士・司法書士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・税理士・建築士+技術士・行政書士・社会保険労務士の連携団体
【設立:平成8年9月】(震災から1年8か月!)

多くの社会資源で重層的に支援する



餅は餅屋で、よってたかって連携し、一人ひとりを支える

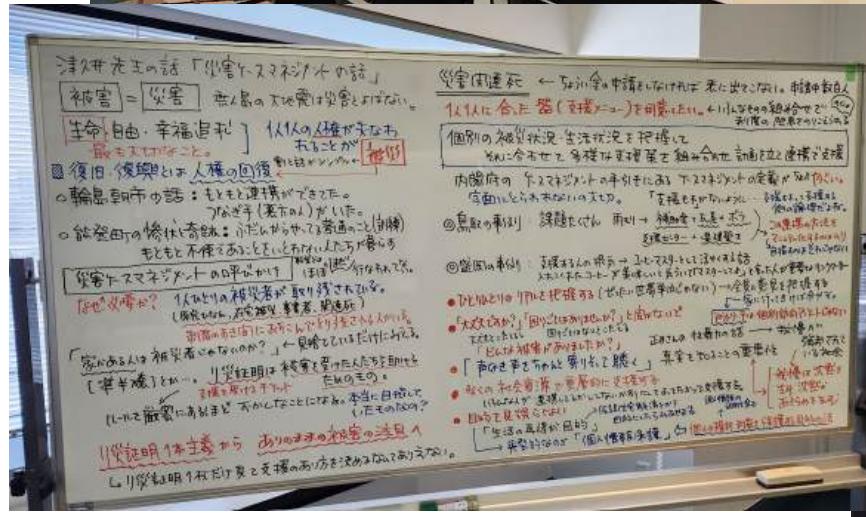
鳥取県は連携先進地！



2024.9.27連携会議



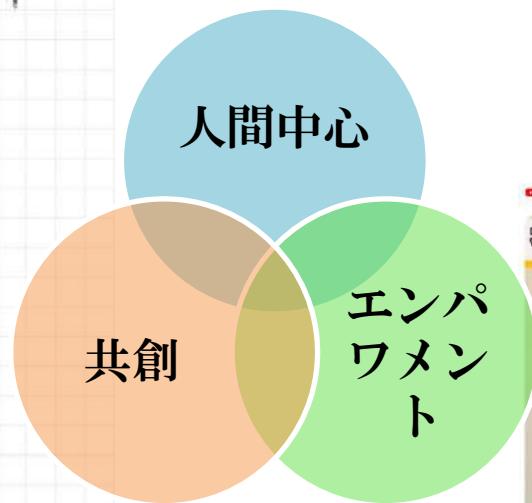
兵庫でも「災害ボランティア連携訓練」



社会的処方とリンクワーカー



社会的処方を実践する
中心となるのが
「リンクワーカー」。
イギリスでは彼らが、
患者さんの生活や
興味についてヒアリングし、
釣りや編み物サークルなどの
地域資源と
マッチングしてくれます。



市民活動が
誰かの
薬になる
らしい。
生きて100歳まで
みたい。それなら
山崎亮

コミュニティデザイナー

学芸出版社

社会的処方とは何か

質問、動画リクエストは
コメント欄まで



今こそ民間の動き！

YNF

Home For those affected by the disaster Profile About Us
～被災された皆様へ～
法人概要 私たちの活動

Declaration

HOME / Declaration

特定非営利活動法人YNFは災害ケースマネジメント宣言に賛同し、行動

災害ケースマネジメント宣言

【定義】

災害ケースマネジメントは、被災者一人ひとりの個別性を尊重するため、被災者の立場で支援を行うため、被支援策を組み合って、連携して実施するものである。

愛知版 市町地域支え合いセンター運営ガイドライン

センター開設～支え合い活動開始～生活再建支援活動

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会



HIRAETH
Disaster Case
MADE
ijj
ment

Hiraeth Disaster Case
MADE
ijj
ment
ヒラエス災害ケースまでいじメント

ヒラエス活動報告書
2023 - 2024

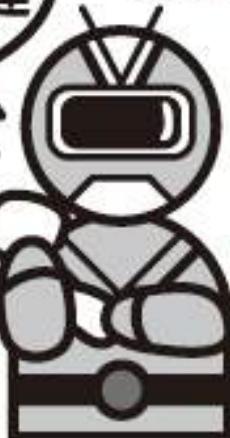
ポイント5

目的を見誤らない (生活再建を図るため)

結果が同じ「仮設住宅の退去」でも…

目的は
被災者の生活再建

再建の一歩



強制退去

目的は仮設住宅の
明け渡し



神戸市：仮設住宅解消プロジェクト

- ・ 仮設住宅31,000世帯
→4年半で543世帯
うち困難93世帯
→20例でケース対応



- ペットの飼育などで公営住宅への入居が難しい世帯に、自立支援金（被災者生活再建支援金の代替的給付）等の支援策を提供して自宅再建のめどを立てたケース。
- 母子家庭で母が収監中で子どもだけが仮設住宅に居住している世帯について、収容施設での面会を重ね、出所後の住まいのめどを立てて、子どもを施設で保護したケース。
- 被害妄想や自殺願望があって、転居先の鍵の受領を拒否している被災者に、精神保健福祉相談員や保健師が生活相談を繰り返し、信頼関係を得て、入居に満づつけたケース。

神戸市自立支援委員会 委員（役職は1999年当時）	
品田充儀	大学助教授
中嶋 徹	弁護士
船阪和彦	精神科医
梶 明	自治会長
堀内正美	がんばろう!!神戸
黒田裕子	阪神高齢者・障害者支援ネットワーク
室井恭子	須磨区福祉部長
柏木 貢	兵庫県
金芳外城雄	神戸市生活再建本部長（座長）

ついでに

個人情報保護法の目的の誤解

個人情報の利用の取扱い個々事べる運な実慮の適正なそのの及うするなたの配り遵設円が生活に配り、個の事項の作成を報酬正な活用民有性とする。



[参考] 支援会議 (重層的支援体制整備事業による)

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、支援機関等の関係者により構成される会議である「支援会議」を組織することができ、円滑な事業実施のための情報交換や、地域住民が日常生活や社会生活を営むための支援体制に関する検討を行う。

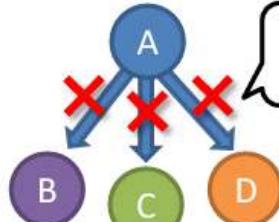
構成員のイメージ

行政機関(労働・住まい・保健医療・教育・農林水産等)、各分野の相談支援機関やコーディネーター、サービス提供事業者、医療機関、協同組合、学校、NPO、社会福祉法人、地縁組織、ボランティア等の活動団体、専門職団体、民間企業 等



厚生労働省のホームページより

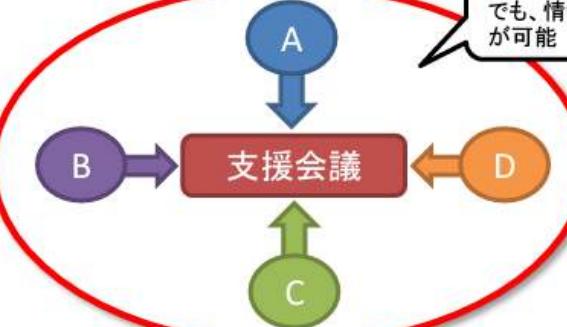
本人同意がない場合



- 守秘義務の規定が各法で定められているため、本人の同意がない場合には、他部局・機関との情報共有が困難

- 世帯内に分野横断的な複数の課題が存在する場合に、支援への支障が生じやすい

「支援会議」の実施により



- 守秘義務の規定により、本人の同意がない場合にも、他部局・機関との情報共有が可能

- 運営方法については、今後手引きを作成